

総情セ第70号
平成27年7月7日

一般社団法人電気通信事業者協会
一般社団法人テレコムサービス協会
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 御中
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
一般財団法人日本データ通信協会 テレコム・アイザック推進会議

総合通信基盤局長

政策統括官(情報通信担当)

第三者によるIP電話等の不正利用への対策について(要請)

近年、IP電話を始めとする電話サービスが第三者に不正利用され、利用者に高額な国際電話料金の請求がなされる問題が発生している状況にあります。一般に、このような第三者による電話サービスの不正利用の原因としては、利用者がIP電話等の電話サービスを利用する際にインターネットに接続している通信機器(PBX、IP電話対応のルータ等)において、ネットワークに接続するに当たって必要となる情報セキュリティ上の実装が十分でないことや情報セキュリティ上の脆弱性が存在することで、第三者による「なりすまし」や通信機器の「乗っ取り」が可能であったこと等が考えられます。このような事情に鑑みれば、第三者による不正利用を防ぐためには、まず、通信機器を設置・管理・運用する事業者等において十分な情報セキュリティ対策を実施することが望まれますが、当該不正利用が発生した場合には、利用者との間で国際電話サービスを提供する契約を締結している電気通信事業者においても、電気通信役務の提供に伴い生じる被害から利用者を保護するため、被害の未然防止及び拡大防止のために必要となる対策を講じることが期待されます。

この点に関して、総務省では、「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」(座長：佐伯仁志東京大学大学院法学政治学研究科教授)での議論を踏まえ、電気通信事業者等において、不正利用に対して実施可能と考えられる対策を別紙のとおり取りまとめました。

電気通信事業者等においては、従来から必要に応じ、様々な対策を実施していると考えておりますが、利用者保護のため、他の電気通信事業者等と当該不正利用に係る情報の共有を図るとともに、引き続き、不正利用の実情を踏まえ、必要に応じ、このような対策を含めた適切な対応を適宜行っていただきますよう、貴団体所属の電気通信事業者等に周知をお願いいたします。

- (1) 利用者等に対し、ホームページへの掲載等により、接続・利用環境の確認^{※1}、セキュリティ対策の強化^{※2}等を要請する。

※1 PBX等の通信機器の設定状況を確認し、不要に外部からの接続ができる設定になっていないかを確認し、不要な場合は削除する。また、国際電話を利用しない場合には端末側で発信制限を行う。等

※2 外部からの接続を許可する場合、「外部から接続する際のパスワード」や「各種設定や管理用のパスワード」について、第三者が推測しやすいパスワードや簡易なパスワードは設定しない。

また、使用するソフトウェアについて、最新のバージョンにアップデートする。通信機器にアクセスログを記録・保存する機能がある場合には、この機能を用いて不審なアクセスの有無をチェックする。等

- (2) 契約者からの申請を受けた場合には、国際電話の利用を速やかに休止する。

- (3) 国際電話をしばらく利用していない契約者回線等について、契約者に必要な案内を行い、国際電話の利用について契約者の意向を確認して国際電話の利用を休止する。

- (4) 不正利用の宛先となっていた国を公表し、契約者側の端末での発信制限を促す。

- (5) 国際電話の料金等を検知し、正規の利用者以外の者が利用していた蓋然性の高い場合に、その利用に係る契約者回線からの国際電話の利用を休止する。

※ 具体的な措置としては、以下の方法が考えられる。

国際電話の料金を一定の頻度で検知した上、料金が平時と比較して急激に高騰した際、必要に応じ、通信先の相手国（国番号）、発信元電話番号や発信元IPアドレス（IP電話の場合に限る。以下同じ。）を分析することにより、正規の利用者以外の者が利用していた蓋然性の高い場合には、国際電話の利用を休止する。休止の措置を取る場合には、契約者に連絡を取り、契約者の同意を得ることが原則であるものの、夜間や休日であって連絡を取れない等緊急性が高いと認められる場合には、国

際電話の利用を休止する措置をとった上、速やかに契約者に対して休止した旨を通知する。

なお、正規の利用者以外の者が利用していた蓋然性が高く、緊急性が高いと認められる場合に、契約者の同意を得る前に国際電話の利用を休止する措置をとる場合があることについて、契約約款、ウェブサイトへの掲載等により、契約者に周知を図ることが適当であると考えられる。

- (6) 国際電話の料金等を検知し、正規の利用者以外の者が利用していた蓋然性の高い場合に、その者からの国際電話の利用を防止する。

※ 具体的な措置としては、以下の方法が考えられる。

国際電話の料金を一定の頻度で検知した上、料金が平時と比較して急激に高騰した際、通信先の相手国（国番号）や発信元 IP アドレスを分析することにより、当該発信元 IP アドレスを正規の利用者以外の者が利用していた蓋然性の高い場合には、その利用がなされている期間中、当該発信元 IP アドレスからの SIP 認証を一時停止する。

- (7) (1) から (6) までの対策その他の対応では困難な場合において、特定国宛ての通信について、専ら不正利用に用いられていると認められるときは、不正利用がなされている期間中、当該特定国宛ての発信を一時的に規制することも許容されることが考えられる。

※ 具体的な措置としては、以下の方法が考えられる。

(1) から (6) までの対策その他の対応では困難な場合において、国際電話の料金を一定の頻度で検知した上、料金が平時と比較して急激に高騰した際、通信先の相手国（国番号）、発信元電話番号や発信元 IP アドレスを分析することにより、特定国宛てに相当多数の通信が同時に発信されている上、当該特定国宛ての通常の通信量、当該特定国と我が国の交易関係、当該時点において緊急の通信が行われる可能性等を勘案して、当該特定国宛ての通信について、専ら不正利用に用いられていると認められる場合に、不正利用がなされている期間中、当該特定国宛ての発信一般を一時的に規制する。

なお、特定国宛ての通信について、不正利用がなされている期間中、当該特定国宛ての発信一般を一時的に規制する措置をとる場合があることについて、契約約款、ウェブサイトへの掲載等により、契約者に周知を図ることが適当であると考えられる。

※ なお、(5) から (7) までの対策に関する通信の秘密との関係については、「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」での議論を踏まえ、「第三者による IP 電話等の不正利用への対策について」を取りまとめておりますので、下記を御参照ください。
「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」
『第三者による IP 電話等の不正利用への対策について』
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/denki_cyber/index.html)